

令和5年1月31日

茨木市議会議長 殿

茨木市議会基本条例推進協議会

大 野 幾 子
青 木 順 子
福 丸 孝 之
畑 中 剛
萩 原 佳
大 村 卓 司
稲 葉 通 宣

茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）の検討結果報告について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営について」に基づき設置された議会基本条例検証会議において、条例の検証結果が令和2年1月29日に報告された。

また、条例の検証過程において抽出された課題（具体策）について、具体的な取り組みが令和2年10月8日に提案され、同年10月13日の幹事長会において検討され、その提案に沿って進めることが合意された。

今期に取り組むとされた課題（具体策）の検討等については、令和3年度に引き続き、幹事長会の下に、幹事長会の構成員からなる任意の茨木市議会基本条例推進協議会を設置し、検討を進めた。

この間、延べ14回の協議会において、協議を積み重ねた結果、合意された具体策を報告する。

内容を勘案し、今後、継続して実行されるよう求める。

〔添付資料〕

検討過程で抽出した課題（具体策）に対して合意した検討結果

以上

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。
課題	○決議・意見書の合意形成について
具体策および 検討目標	○決議・意見書の合意形成について検討する。 〔令和5年1月までの目標〕 大阪府内各市の状況を調査した上で、調査結果を基に協議を深める。
検討結果	大阪府内32市及び人口規模類似都市等41市、計73市の調査結果を基に協議を進めたが、全会一致でないと意見書を提出することはできないルールを作ることについては合意に達しなかった。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（議員の活動原則） 第3条 議員は、市民の代表者として倫理性と責任を自覚し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を通じて合意形成に努めること。 (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 市民の意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。 (4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。
課題	○政務活動費の使途基準を定期的に確認する。
具体策および 検討目標	○任期内に幹事長会において、1回は確認する。 〔令和5年1月までの目標〕 令和4年中に確認作業を行い、合意形成する。
検討結果	議会基本条例推進協議会において協議を重ね、その間、会派に所属しない議員からも意見聴取を行った。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（予算の確保） 第18条 議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。
課題	○積極的な予算提案に努める必要がある。
具体策および 検討目標	○積極的な予算提案や予算確保の手順を検討する。 ○毎年8月末までに幹事長会で議論し、予算要求書（11月初旬）に盛り込む。 〔令和5年1月までの目標〕 来年度予定されている事業も含め、必要な予算について検討する。
検討結果	議会基本条例推進協議会において協議を重ね、その間、会派に所属しない議員からも意見聴取を行った。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（会派） 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。
課題	○特別委員会等、会派に属さない議員の活動機会の保障（全議員の活動の公平性）
具体策および 検討目標	○会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加を試行する。試行後に、特別委員会委員のあり方を検討する。 〔令和5年1月までの目標〕 会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加を試行し、活動の機会を増やす。
検討結果	委員外議員としての出席を試行するに当たって、次の事項を踏まえることとした。 ・引き続き下記の運用により、北部地域整備対策、市街地整備対策、市民会館跡地等整備対策の3特別委員会に限定し、委員外議員の参加は、1特別委員会につき1人とする。 ・特別委員会内で質問時間の割り振りが提案された場合は応じること。 ・委員会冒頭、委員外議員の発言の許可について諮ること。 ・特別委員会の行政視察について、委員外議員が参加を希望する場合、議員派遣の予算で参加すること。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

条文	（議会事務局の調査・法務機能の充実） 第17条 議会は、議員の立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。
課題	○議会としての政策立案に向けて、さらに充実を図っていく必要がある。
具体策および 検討目標	○議会（議員）による政策立案、政策提言を補佐するため、議会事務局の政策法務能力の向上並びに体制の充実強化を図る。 〔令和5年1月までの目標〕 機構関係について大阪府内32市及び人口規模類似都市等41市、計73市に調査をかけ、具体的検討に入る。
検討結果	○職員個々の調査及び法務能力向上を目指し、事例研究を取り入れた手法等を用い、職員としてのスキルアップを図る。 ○事務局内の機構の見直しとして、事務局組織内部を統括化し、グループ制を導入し、縦割り意識の解消を図る。 ○組織名称を「議会事務局」から「議会局」に改め、議員と事務局職員とが協働して議会改革や政策立案に取り組む機運の高揚を図る。 ○機構の見直しに向け、事務局内での現状把握や課題の洗い出し、機構改革担当課との調整等、協議を重ねる。